

2 代理人の行つた行為は、当事者が遲滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

第四章 公平委員会

(公平委員会) 第十九条 人事院は、審査請求を受理したときは、その審理を行わせるため、公平委員会を設置するものとする。ただし、受理した審査請求の審査を既に審理の行われている審査請求の審査に併合したときは、この限りでない。

2 公平委員会は、三名又は五名の公平委員をもつて組織する。

(公平委員会の責務)

第二十条 公平委員会は、当事者、証人及び鑑定人の陳述、当事者から提出された書類その他の資料並びに証拠を検討し、人事院がその事案について公正妥当な判定を行うことができるよう、それらの陳述、資料及び証拠に基づいて調書を作成し、判定に関する公平委員会の意見を付して、人事院に提出しなければならない。ただし、第四十五条第二項の規定に基づき審理を終了したときは、この限りでない。

(公平委員)

第二十一条 公平委員は、人事官及び事務総局の職員のうちから、人事院が指名する。ただし、必要があると認めるときは、学識経験のあるその他の者を公平委員に指名することができる。

2 次に掲げる者は、公平委員となることができない。

一 その審査請求の当事者若しくは代理人である者若しくはこれらであつた者又は職務上その審査請求の対象となつた处分に関与した者

二 当事者の配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族である者又はこれらであつた者

三 その審査請求の審理において証人又は鑑定人となつた者

(職務執行)

第二十二条 公平委員は、何人からも指示を受けず、良心に従い、かつ、法律、規則、指令及び人事院の議決に基づいてその職務を行わなければならない。

(公平委員に事故ある場合) 第二十三条 公平委員に事故がある場合には、公平委員会は、その過半数の公平委員により、審理を行うことができる。

(公平委員長)

第二十四条 公平委員のうち一名を公平委員長とする。

2 公平委員長は、人事官又は事務総局の職員である公平委員のうちから、人事院が指名する。ただし、特に必要があると認めるときは、その他の公平委員のうちから指名することができる。

3 公平委員長は、その事案の審理を指揮し、その進行を図り、及びその秩序維持の責めに任ずる。

4 公平委員長に事故がある場合は、人事院の指名する公平委員がその職務を行う。

(公平委員長及び公平委員の氏名の通知) 第二十五条 人事院は、審理を担当することとなつた公平委員会の公平委員長及び公平委員の氏名を当該事案の当事者に通知するものとする。公平委員長及び公平委員として指名し、これも、同様とする。(受命公平委員)

第二十六条 公平委員会は、当該公平委員会を組織する公平委員を受命公平委員として指名し、この規則に別に定めるところにより、その審理の一部を行わせることができる。

2 受命公平委員は、公平委員会から指定された審理の実施に關し、公平委員会の指示に従つて、公平委員会及び公平委員長の権限に属する行為をすることができる。

3 公平委員会は、受命公平委員を指名したときは、当事者に、受命公平委員の氏名、担当する審理の概要その他必要な事項を通知するものとする。

(忌避の申立て)

第二十七条 当事者は、公平委員に審理の公正を妨げるような事情があるときは、これを忌避することができる。

2 忌避の申立ては、その理由を明示した書面で、かつ、証拠を添えて、人事院に対してしなければならない。

(忌避の申立てに対する決定)

第二十八条 人事院は、忌避の申立てがあつたときは、事案の審理中であるかどうかにかかわらず、直ちにこれを審査し、忌避の理由があると認めるときは、忌避された公平委員の指名を取り消すとともにその者に替えて新たに公平委員を指名するものとし、忌避の理由がないと認めるときは、忌避の申立てを却下するものとする。

(書記)

第二十九条 事務総長は、事務総局の職員のうちから公平委員会の書記を指名する。

2 書記は、公平委員長の命を受けて、審理に関する事務につき、文書の作成、発送その他の庶務的仕事項をつかさどる。

第五章 口頭審理

第一節 審理の手続

(審理の計画的進行)

第三十条 当事者及び代理人並びに公平委員会は、円滑かつ迅速で公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理の計画的な進行を図らなければならない。

(口頭審理)

第三十一条 公平委員会は、請求者が口頭審理の請求を行つた場合には、当事者立会いの下で、証拠調べその他公平委員会が必要と認める事項に関する審理を口頭により行うものとする。

2 公平委員会は、当事者の一方及びその代理人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。

3 公平委員会は、請求者が口頭審理の公開を請求した場合においても、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を告げた上、口頭審理を公開しないことができる。

4 公平委員会は、法第百条第一項に規定する職務上知ることのできた秘密について陳述し又は証言することを求めるときは、理由を告げた上、当事者、代理人又は傍聴人を退席させることができることをできる。

(口頭審理の請求及びその撤回)

第三十二条 請求者は、審理が終了するまでは、いつでも、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

(口頭審理の日時等の指定及び通知)

第三十三条 口頭審理を行うときは、公平委員長は、口頭審理の日時及び場所を指定し、かつ、当事者にこれらを通知しなければならない。

2 最初の口頭審理の期日の通知は、その期日と通知の日との間に十四日以上の期間を置いて、書面でしなければならない。

(口頭審理の日時の変更)

第三十四条 当事者の一方及びその代理人が、やむを得ない理由によつて、共に指定された日時に口頭審理に出席できないときは、その日時の変更を申し立てることができる。

2 前項の申立ては、口頭審理の期日の七日前の日までに到達するよう、その理由を記載した書面を公平委員長に提出してしなければならない。

3 公平委員長は、第一項の申立てが正当な理由に基づくものと認めるときは、新たな日時を指定し、かつ、当事者にこれを通知しなければならない。

(答弁書)

第三十五条 公平委員会は、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に關する具体的な説明及び請求者の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めなければならない。ただし、公平委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 処分者は、答弁書に、必要と認める資料を添付することができる。

<p>3 (反論書) 公平委員会は、答弁書が提出された場合には、請求者にその写しを送付しなければならない。</p>
<p>第三十六条 公平委員会は、請求者に対し、相当の期間を定めて、処分者の主張に対する認否及び反論を記載した反論書の提出を求めなければならない。</p>
<p>2 前条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、反論書について準用する。</p>
<p>(当事者に対する質問及び立証の要求)</p>
<p>第三十七条 公平委員会は、必要があると認める場合には、当事者に対し、処分の理由又は不服の理由について、質問し、又は口頭審理を通じて立証することを求めることができる。</p>
<p>(口頭審理の準備)</p>
<p>第三十八条 公平委員会は、口頭審理の準備のため、当事者に対し、相当の期間を定めた上、第三十五条又は第三十六条の規定により記載すべきものとされている事項その他必要と認める事項を示して、これを明らかにした書面の提出を求めることができる。</p>
<p>(書面に記載しなかつた場合の効果)</p>
<p>第三十九条 口頭審理の準備のため、公平委員会が前条の規定により書面の提出を求めた事項については、当事者は、当該書面に記載しなかつた事実を口頭審理において主張することができます。当事者が相当の期間内に書面を提出しなかつたときも、同様とする。ただし、当該書面に記載できず、又は相当の期間内に書面を提出できなかつたことにつきやむを得ない事情があつたことを説明したときは、この限りでない。</p>
<p>(争点整理等手続)</p>
<p>第四十条 公平委員会は、口頭審理を円滑に行うため必要があると認めるときは、当事者の出席を得て、いつでも次に掲げる審理を行うことができる。ただし、当事者の一方及びその代理人が共に出席しないときは、この限りでない。</p>
<p>一 当事者の主張を明確にすること。</p>
<p>二 事案の争点を整理すること。</p>
<p>三 証拠調べの申請をさせること。</p>
<p>四 立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。</p>
<p>五 証拠調べの決定又は証拠調べの申請を却下する決定をすること。</p>
<p>六 書類、記録のその他のあらゆる適切な事実及び資料(以下「証拠資料」という。)を提出させ、その認否を行わせること。</p>
<p>七 口頭審理の進行に関する事項を定めること。</p>
<p>2 前項の規定に基づいて行う審理(以下「争点整理等手続」という。)は、非公開で行うものとする。</p>
<p>3 公平委員会は、適当と認めるときは、受命公平委員に争点整理等手続を行わせることができ。ただし、第一項第五号に掲げる審理については、この限りでない。</p>
<p>(打合せ)</p>
<p>第四十一条 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者の一方又は双方と、口頭審理の期日その他の他必要な事項について打合せを行うことができる。</p>
<p>2 公平委員会は、適当と認めるときは、受命公平委員に前項の打合せを行わせることができる。</p>
<p>(発言の許可及び制限並びに秩序維持のための処置)</p>
<p>第四十二条 公平委員長は、口頭審理において、発言を許し、及び発言がその事案に関係のない項目にわたる場合その他相当でない場合にはこれを制限することができる。</p>
<p>2 公平委員長は、口頭審理における公平委員会の職務の執行を妨げる者又は不当な行状をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な処置をすることができる。</p>
<p>(争われない主張)</p>
<p>第四十三条 当事者が相手方の当事者の主張した事実について争わなかつたと明らかに認められるときは、公平委員会は、その主張した事実を承認したものとみなすことができる。</p>
<p>(最終陳述)</p>
<p>第四十四条 公平委員会は、次条第一項の規定に基づき審理を終了させる前に、当事者に最終陳述をする機会を与えるなければならない。審査の併合された審査請求の一部について審理を終了せする前においても、同様とする。</p>
<p>3 最終陳述は書面によつて行うことができる。</p>
<p>当事者が最終陳述を書面によつて行うことを申し出たときは、公平委員会は、相当の期間を置いて、その提出期限を定めるものとする。当事者がその期限までに最終陳述書を提出しないときは、その当事者は、最終陳述をする機会を放棄したものとみなす。</p>
<p>(審理の終了)</p>
<p>第四十五条 公平委員会は、この章の規定に従い必要な審理を終えたと認めるときは、審理を終了するものとする。</p>
<p>2 前項に定めるもののほか、公平委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理を終了することができる。</p>
<p>一 請求者から第三十六条第一項に規定する反論書又は第三十八条に規定する書面がこれらの規定の相当の期間内に提出されない場合において、公平委員会が更に一定の期間を定めてこれらの書面の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に提出されなかつたとき。</p>
<p>二 請求者及びその代理人人が共に口頭審理の期日に正当な理由がなくて出席しないとき。</p>
<p>3 公平委員会は、前二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、当事者にその旨を通知するものとする。</p>
<p>4 公平委員会は、第二項の規定に基づき審理を終了したときは、速やかに、人事院にその旨を報告するものとする。</p>
<p>(第二節 証拠調べ)</p>
<p>(証拠調べ)</p>
<p>第四十六条 公平委員会は、証人を尋問し、証拠資料を調査し、その他必要と認める証拠調べをすることができる。</p>
<p>(当事者の指名する証人の出席)</p>
<p>第四十七条 当事者は、公平委員会の承認を得て、その指名する者を証人として出席させることができ。</p>
<p>(当事者等による証拠資料の提出)</p>
<p>第四十八条 当事者その他その事案に關係を有する者は、証拠資料を公平委員会に提出することができる。</p>
<p>(証拠資料の却下)</p>
<p>第四十九条 公平委員会は、前条の規定による証拠資料の提出が故意又は重大な過失により時機に遅れなされ、当該証拠資料の調査により審理の進行が著しく遅延すると認める場合は、これを却下することができる。</p>
<p>(証拠調べの申立て)</p>
<p>第五十条 当事者は、公平委員会に対し、公平委員会が証人を呼び出して尋問し、又は証拠資料を提出させて調査することを申し立てることができる。</p>
<p>2 前項の証拠調べの申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。</p>
<p>一 証人の氏名及び官職若しくは職業又は証拠資料の表示</p>
<p>二 証人の住所又は証拠資料の所在</p>
<p>三 証明しようとする事項</p>
<p>(証拠調べの申立ての却下)</p>
<p>第五十一条 公平委員会は、証拠調べの申立てが前条第二項に定める方式によらない場合、その証拠調べを不必要と認める場合又は申立てが故意若しくは重大な過失により時機に遅れてなされ、その証拠調べにより審理の進行が著しく遅延すると認める場合は、これを却下することができる。</p>
<p>(証人の呼出し)</p>
<p>第五十二条 公平委員会は、呼出状によつて証人を呼び出すことができる。</p>

2 呼出状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 証人の氏名、住所及び官職又は職業

二 出席すべき日時及び場所

三 証言を求めようとする事項

四 正当な理由がなくて出席しなかつた場合の法律上の制裁

(証拠資料の提出要求)

第五十三条 公平委員会は、証拠資料を所持する者に、日時及び場所を指定してそれらの証拠資料の提出を求めることができる。この場合には、その者に対し、正当な理由がなくて証拠資料を提出しなかつた場合又は虚偽のものを提出した場合の法律上の制裁を通知しなければならない。

2 公平委員会は、提出された証拠資料を留め置くことができる。

(証人の宣誓)

第五十四条 公平委員長は、証人を尋問する場合には、あらかじめ宣誓を行わせ、虚偽の証言を行つた場合の法律上の制裁を告げなければならない。

2 宣誓は、証人が誓書を朗読し、かつ、これに署名して行うものとする。

3 宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨が記載されていなければならぬ。

(当事者による証人尋問)

第五十五条 当事者は、公平委員長の許可を得て、証人を尋問することができる。この場合において、当事者の一方が申請した証人については、その当事者が先に尋問するものとする。

2 公平委員会は、必要があると認めるときは、当事者による尋問の途中においても、自ら当該尋問に係る事項及び関連する事項について尋問することができる。

3 公平委員長は、既にした尋問と重複する尋問、証人を侮辱し、又は困惑させる尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかつた事実についての尋問、誘導尋問等であつて、相当でないと認めるものについては、これを制限することができます。

(証人の遮へいの措置)

第五十六条 公平委員長は、事案の性質、証人の心身の状態、証人と当事者又は代理人との関係その他事情により、証人が当事者、代理人又は傍聴人の面前で陳述するときは圧迫を受け精神の平穀を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、当事者、代理人又は傍聴人と証人ととの間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置をとることができる。

2 前項の措置をとるに当たつては、当事者及び証人の意見を聞くものとする。

(口述書の提出要求)

第五十七条 公平委員会は、証人に對し、口頭による証言に代えて口述書の提出を求めることができる。

2 口述書を提出させる場合は、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 証人の氏名、住所及び官職又は職業
- 二 提出すべき日時及び場所
- 三 証言を求めようとする事項
- 四 正當な理由がなくて提出しなかつた場合の法律上の制裁

(当事者尋問)

第五十八条 公平委員会は、当事者本人を尋問することができる。この場合においては、陳述を認めようとする事項を示して、当該当事者本人の同意を得なければならぬ。第五十四条第二項及び第三項の規定は、この場合の宣誓について準用する。

3 公平委員会は、第一項の規定に基づき当事者本人を尋問する場合において、必要があると認めようとする事項を示して、当該当事者本人の同意を得なければならぬ。第五十五条第二項及び第三項の規定は、この場合の尋問について準用する。

(対質)

第五十九条 公平委員会は、証人又は当事者本人を尋問する場合において、必要があると認めるときは、証人相互又は当事者本人と証人若しくは当事者本人相互の対質を命ずることができる。

(鑑定)

第六十条 公平委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定をさせることができる。

(検証)

第六十一条 公平委員会は、必要があると認めるときは、検証を行うことができる。

2 公平委員会は、検証を行いう場合には、あらかじめその日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えるなければならない。

(証拠の所在地における証拠調べ)

第六十二条 公平委員会は、証人等の健康状態等又は証拠資料の性質、保管状態等を考慮し、第三十三条第一項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き、証人等又は証拠資料の所在地に赴いて証拠調べをすることができる。

2 公平委員会は、適當と認めるときは、受命公平委員に前項の証拠調べを行わせることができ

(調査員による証拠調べ)

第六十三条 公平委員会は、事案の審理のために特に必要があると認めるときは、事務総局の職員のうちから人事院が指名した調査員に、前条第一項の証拠調べを行わせることができる。

2 調査員は、前条第一項の証拠調べの実施に關し、公平委員会の指示に従つて、公平委員会及び公平委員長の権限に屬する行為をすることができる。

3 人事院は、調査員を指名したときは、その者の氏名を当事者に通知するものとする。

4 第二十一条第二項、第二十七条规定は、調査員について準用する。

第六章 審尋審理

(審尋審理)

第六十四条 請求者が審尋審理の請求を行つた場合又は審査請求書において口頭審理又は審尋審理の選択を行わなかつた場合には、公平委員会は、審尋審理を行ふものとする。第三十二条の規定に基づき口頭審理の請求が撤回されたときも、同様とする。

2 審尋審理は、審尋及び書面によつて行う。この場合において、請求者の申立てがあつたときは、公平委員会は、その者に口頭で意見を述べる機会を与えるなければならない。

3 審尋においては、次に掲げる審理を行ふことができる。

一 当事者の主張を明確にすること。

二 事案の争点を整理すること。

三 必要な証拠調べを行うこと。

四 前条第二項後段の規定に基づいて、請求者に口頭で意見を述べさせること。

五 前各号に掲げるもののほか、第二十条に定める公平委員会の責務を遂行するために必要と認められる調査を行うこと。

六 審尋は非公開で行うものとする。

(口頭審理に関する規定の準用)

第六十七条 第三十条、第三十三条から第三十七条まで、第四十一条、第四十二条、第四十五条及び前章第二節(第五十五条、第五十六条、第五十八条第三項及び第六十一条第二項を除く。)の規定は、審尋審理について準用する。この場合において、第三十四条第一項中「当事者の一方」

とあるのは「当事者」と、第四十一条第一項中「当事者の一方又は双方」とあるのは「請求者又は処分者」と、第四十五条第二項第一号中「又は第三十八条に規定する書面がこれらの規定」とあるのは「が同項」と、「これらの書面」とあるのは「当該反論書」と、第六十二条第一項中「どきは、当事者の意見を聴き」とあるのは「どきは」と読み替えるものとする。

第七章 調書

(調書)

第六十八条 公平委員会は、次に掲げるものを調書として取りまとめるものとする。

- 一 審査請求書及び添付資料
- 二 答弁書、反論書その他当事者の主張に関する文書
- 三 口頭審理の場合にあつては口頭審理記録書及び争点整理等手続記録書、審尋審理の場合にあつては審尋記録書
- 四 最終陳述書
- 五 証拠資料
- 六 前各号に掲げるもののほか、公平委員会が必要と認めるもの

第二 公平委員会は、口頭審理記録書、争点整理等手続記録書及び審尋記録書をそれぞれ審理を行つた日ごとに作成するものとする。

第三 口頭審理記録書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 事案の表示
- 二 審理に出席した当事者及び代理人の氏名
- 三 四 審理の場所及び年月日
- 五 審理の内容の概要
- 六 審理を行つた公平委員長、公平委員及び調査員の氏名

第四 前項の規定は、争点整理等手続記録書及び審尋記録書について準用する。

(調書の閲覧及び謄写)

第五十九条 公平委員会(第二十条の規定に基づいて調書が人事院に提出された後にあつては、人
事院。以下この項において同じ。)は、当事者が調書(第三十一条第四項の規定に基づき当事者、
代理人又は傍聴人を退席させて行われた審理に関する部分を除く。)を閲覧し、又は謄写するこ
とを許可することができます。ただし、公平委員会の事務又は調書の保存に支障があるときは、こ
の限りでない。

- 1 前項の許可に関し必要な事項は、事務総長が別に定めるものとする。
- 2 前項の許可に関し必要な事項は、事務総長が別に定めるものとする。

(判定)

第七十条 人事院は、公平委員会が提出した調書に基づいて、速やかに指令で判定を行うものとす
る。

第二 判定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 主文

二 事実及び争点

三 理由

(判定に伴う必要な処置)

第七十一条 人事院は、処分を取り消し、又は修正した場合には、その判定を実施するため、自ら
必要な処置をし、かつ、関係庁の長又は関係する行政執行法人の長に対し、必要な処置をするよ
うに指示するものとする。

(判定の送達)

第七十二条 判定の送達は、判定書の正本を当事者又は当事者の指定する代理人に送付して行う。

(判定書の更正)

第七十三条 人事院は、判定書に違算、書損その他明白な誤りがある場合には、いつでも、更正す
ることができる。

第二 判定書の更正は、判定書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付記して
することができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

第九章 再審の請求

(再審の請求の要件)

第七十四条 当事者は、次に掲げる場合には、人事院の判定についての審査(以下「再審」とい
う。)の請求をすることができる。

- 一 第二十一条第二項各号に掲げる者が、公平委員又は調査員として審理に関与したことが判明
した場合
- 二 判定の基礎となつた証拠資料が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合
- 三 判定の基礎となつた証人の証言、当事者の陳述又は鑑定人の鑑定が虚偽のものであることが
判明した場合
- 四 審理の際証拠調べが行われなかつた重大な証拠が新たに発見された場合
- 五 判定に影響を及ぼすような事実について、判断の遺脱があつた場合

第七十五条 再審の請求は、判定のあつた日の翌日から起算して六月以内にしなければならない。
(再審の請求の方法)

第七十六条 再審の請求は、次に掲げる事項を記載した再審請求書正副二通を、請求の理由を証明
するに足りる資料とともに、人事院に提出してしなければならない。

- 一 再審を請求する当事者の氏名、住所及び官職又は職業
- 二 判定書に記載された請求者の氏名並びに処分者の職及び氏名
- 三 处分の内容及び時期
- 四 判定の内容及び時期
- 五 再審を請求する理由
- 六 再審の請求の年月日

(再審の範囲)

第七十七条 人事院は、再審の請求を受理した場合には、請求の範囲内において再審を行うものと
する。

第七十八条 人事院は、第七十四条各号に掲げる場合その他特に必要があると認める場合は、職權
により再審を行うことができる。

(再審の判定)

第七十九条 人事院は、再審の結果、最初の判定を正当と認めるときは、これを確認するものとす
る、不适当と認めるときは、最初の判定を修正し、又はこれに代えて新たに判定を行うものとす
る。

(準用等)

第八十条 第三条第四項、第四条第二項、第五条から第八条まで、第十一條第一項及び第二項、第
十七条(第五項を除く。)、第十八条並びに前章の規定は、再審について準用する。この場合にお
いて、第四条第二項中「前項各号」とあるのは「第七十六条各号」と、第六条第一項第二号中
「処分」とあるのは「第七十四条各号に掲げる場合」と「事実について」とあるのは「理由によ
つて」と、同項第三号並びに同条第二項及び第三項中「審査請求期間」とあるのは「第七十五条
に定める期間」と、第八条中「処分者」とあるのは「相手方の当事者」と、第十一條第一項中
「事案に関する人事院の判定がある」とあるのは「再審の請求が受理される」と、第十七条第二
項及び第三項中「公平委員会」とあるのは「人事院」と、第七十条第一項中「公平委員会が提出
した調書」とあるのは「人事院が行つた調査の結果」と読み替えるものとする。

2 第七十四条から前条まで及び前項に定めるもののほか、再審に関する必要な事項は人事院が定める。

第十章 雜則

(文書の送付)

第八十一条 文書の送付は、使送又は郵便等によつて行う。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送付は、人事院が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨又はその内容の要旨を官報に掲載してするものとする。この場合においては、掲載された日から十四日を経過した時に当該文書の送付があつたものとみなす。

(証拠資料の返還)

第八十二条 人事院又は公平委員会は、法及びこの規則に基づき提出された証拠資料を留め置く必要がなくなつたときは、速やかに当該証拠資料をその提出人に返還するものとする。

第八十三条 審査に要した費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

一 公平委員、書記及び調査員の旅費並びに公平委員会が職権で呼び出した証人及び鑑定人の旅費

二 公平委員会が職権でした証拠調べに関する費用

三 人事院が審査請求書の点検・審査に要した費用

四 人事院及び公平委員会が文書の送付に要した費用
五 再審に要した費用で人事院が定めるもの

附 則

(施行期日)
1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前から引き続き係属している不服申立てについて、改正前の規則一三一一（不利益処分についての不服申立て）の規定によつてされた手続は、改正後の規則一三一一（不利益処分についての不服申立て）の相当規定によつてされたものとみなす。

附 則 (平成九年七月一日人事院規則一三一一一)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一二月一九日人事院規則一三一一三)

この規則は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一〇月二十五日人事院規則一三一一六)

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

2 1 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十三号）附則第三条に規定する旧法再任用職員に係る再任用及び再任用の任期の更新の状況の報告については、なお従前の例による。

附 則 (平成一二月二七日人事院規則一三一一三)

（施行期日）
1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月四日人事院規則一三一一七)

（施行期日）
1 この規則は、平成一七年三月一日から施行する。

（施行期日）
1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（再審の請求期間に関する経過措置）
（再審の請求期間に関する経過措置）

2 この規則による改正後の規則一三一一第七十二条の規定は、この規則による改正前の規則一三一一第七十二条の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

第一条 附 則 (平成二一年五月二九日人事院規則一一五四)

抄

第一条 附 則 (平成二九年九月二八日人事院規則一五〇)

抄

第一条 附 則 (平成二七年三月一八日人事院規則一一六三)

抄

第一条 附 則 (平成二十七年四月一日から施行する。)

（施行期日）
（雑則）
第一条 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条 附 則 (平成二七年一二月二六日人事院規則一三一一四)

抄

第一条 附 則 (平成二八年四月一日から施行する。)

（施行期日）
（経過措置）
第一条 この規則は、平成二八年四月一日から施行する。

第二条 附 則 (令和三年三月三一日人事院規則一三一一五)

（施行期日）
（経過措置）
第二条 規則一三一一第二条第一項に規定する処分についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

第二条 附 則 (令和三年三月三一日人事院規則一三一一五)

（施行期日）
（経過措置）
第二条 規則一三一一第二条第一項に規定する処分についての不服申立てであつてこの規則の施行前にされた当該処分に係るものについては、なお従前の例による。

第二条 附 則 (令和三年四月一日から施行する。)

（施行期日）
（経過措置）
第二条 この規則は、令和三年四月一日から施行する。